

いいで

平成23年1月10日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111(代)



松原地区遊休農地利用協議会によるそば打ち体験・収穫祭 〈11月23日〉

松原地区の皆さんが平成22年4月から取り組んでいる「遊休農地の再生利用」。長年荒廃していた「畑」を見事なそば畑に再生し反当たり100kgのそばを収穫。この日は、町内のそば打ち職人の皆さんや地元のそば打ち名人の指導で、おいしい「新そば」をいただきました。農地のありがたさを実感した1日でした。



年頭のごあいさつ

飯豊町農業委員会

会長 高橋 亨 一

新年明けましておめでとうございます。

昨年は改正農地法が施行され、制度の基本も「所有」から「利用」に見直されるなど、農業委員会としても、制度の適正な運用に努めて参りました。一方、新政権による食糧自給率向上対策や米戸別所得補償モデル事業が実施される中、突然のTPP参加発言など、今後の農政に対して不安を抱かざるを得ない年の瀬でもありました。また、過去に類を見ない猛暑の中で米作りは、収穫は維持したものの、品質低下と米価の下落という二重の打撃となりました。

今後の農業経営において、気候変動への対応も重要ですが、農家のやる気を低下させ、農地の荒廃や農家・地域の疲弊につながるTPP参加は、農地と農家を守る側の農業委員会としては、容認することはできません。食料安全保障とも例えられる農業をどう守っていくのか、その道しるべを示して頂きたいものです。

近年、高齢化や農業経営への不安などから経営縮小や離農のご相談が増加しております。農業委員会としては、これらのご相談にも迅速に対応しながら、「地域の農業は地域で守る」を基本として取り組んで参ります。

今年「卯年」。「卯」は、もともとは「茂」（しげる）または「冒」（おおう）の意味だそうで、草木が地面を覆う状態を表しているとされています。飯豊の農地がたわわに実った農作物に覆われ、ウサギのように飛躍できる年となりますよう願ってやみません。

結びに、今後とも農業委員会活動に対して皆様方のご指導とご協力の程をよろしくお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。

今年もよろしく お願い致します

会長	高橋 亨一
会長職務代理	船山 寿一
土地部会長	高橋 善一
農政部会長	井上 禎夫
土地副部会長	舟山 眞也
農政副部会長	後藤 勝之
委員	須藤 利美
	手塚 良一
	浅野 章
	安部 数幸
	山内 幸夫
	遠藤美佐子
	高橋 幸子
	高橋 正章
	横澤 浩雄



農業委員特別研修に参加して

農政部会長 井上 禎夫

十二月六日、山形市において農業委員特別研修が開催された。

研修は二部構成で、一部の講師は南会津町の(有)F・Kファーム羽田社長。本業の土建業の傍ら平成十六年に農業法人を設立し、地元での耕作放棄地を借り受け、現在では「そば四十二ヘクタール」の他「農産物直売所兼そば店」等を経営。昨年、耕作放棄地解消の取り組みで農林水産大臣賞を受賞。経営的にはまだまだのことですが、耕作放棄地解消のモデル的な取り組みが紹介されました。

二部は、国の食糧・農業・農村基本計画の策定で、企画部長を務めた東大の鈴木教授から、TPPも含め、農業問題について提起されました。特に、TPP問題は安易な対応が許されず、冷静な議論が大事であること、また、農業がTPPの障害となっているとの指摘はおかしいなど、データに基づいた説明と、強い農業を目指す必要性など、大変参考となるものでした。

山形県農業委員大会

参加報告

去る十月二十八日、長井市民文化会館を会場に、平成二十二年年度農業委員大会が、県内全ての農業委員約千名の参加で開催されました。

大会では、第一部として国内農政部を取り巻く課題等



に対する政策提案や要請決議、米価下落に対応した緊急要請決議等の六議案が全体で承認されました。また、第二部では五つの農業委員会より「農地パトロール活動」「担い手との意見交換」「女性農業委員の活動」「情報提供活動の強化」「農業者年金加入推進活動」についての実践報告がなされました。

この度の大会においては、農地制度改正や農業情勢が不透明な中で、県内農業委員会が、農業活動の活性化と農家経営の安定に向け意思統一を図りながら今後の取り組みを推進していくことを再確認する大会でありました。

会長職務代理 船山 寿一

がんばっています！《若手農業者》

農業は魅力ある仕事

(椿) 長谷川 孝

二〇〇八年に飯豊町に戻り、農業を仕事にすることを決意。一年間の研修を経て、妻と二人、ハウスでの花壇苗と露地栽培のアスパラの生産を行っています。

家庭菜園すら経験のない素人が、農地も道具も揃っていないところからのスタートのため、独立当初は手探りの連続でした。今も失敗やつまずきの繰り返しですが、経験を重ねることで少しずつ成長したいと思っています。

雨が降る中でのアスパラの収穫や、小雪の舞う中での葉牡丹の出荷と、辛い作業も多いですが、花苗が思い通りに育って、奇麗な花を咲かせてくれると、辛いことも忘れてしまうほど喜びがあります。経営的にはまだまだ苦しい面もありますが、農業は魅力ある仕事だと自信をもって言えるように頑張っていきたいと思っています。

シリーズ

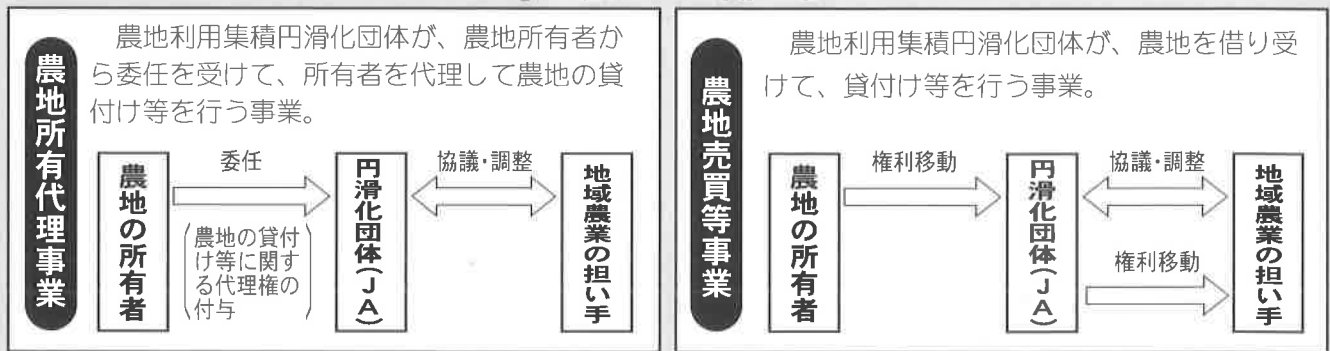


平成22年度より

農地利用集積円滑化事業が創設されました

平成22年度から、担い手への農地の利用集積（面的集積）を推進するため、新たに「農地利用集積円滑化事業」が創設されました。この制度は、町が承認した「農地利用集積円滑化団体」が、農地の貸付け（利用集積）等を行うものです。町では「JA山形おきたま」が承認され事業を実施。

事業の概要



補助金等の交付

本制度を活用し、農地の利用集積が行われた場合、受け手に対して利用集積円滑化団体を通じて10a当たり20,000円（予算の範囲内）が交付されます。

ただし、受け手の耕作地と面的につながっており、期間6年以上の利用権の設定が必要です。

本事業のお問い合わせは JA山形おきたま飯豊支店振興担当（72-2121）若しくは役場産業振興課農地管理室（72-2111）まで

農地制度が変わりました

転用規制等の厳格化

- 優良な農地の確保のため、許可不要であった、学校、病院等の公共転用も、許可の対象となりました。
- 農用区域（農業振興計画区域）内の農地について、担い手に対する利用集積に支障を来す恐れがある場合は、区域からの除外ができなくなりました。

違反転用に対する罰則が強化



- 3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- 法人の場合は1億円以下の罰金

違反転用

罰則強化！

※農地の転用は、事前に農業委員会（もしくは地元農業委員）にご相談ください。

農地の借り受け者の範囲を拡大

(これまで)

- ① 農作業常時従事者
- ② 農業生産法人

+

(追加)

- ① 農作業常時従事者以外の個人
- ② 農業生産法人以外の法人

※農地の取得は、これまでどおり「農作業に常時従事する個人」と「農業生産法人」に限られます。

遊休農地の活用対策の充実



編集後記

一年の過ぎるのは早いものです。世界的には人口増加と気候変動による食糧危機が懸念されている中で、地域農業を取り巻く情勢も、刻々と変化し、そのことが、必ずしも農家にとって期待できるものであるとは言えない時代になってきました。

食糧自給率の向上、国土保全といった農地の多面的機能の維持も含め、農家が自信と安心を持って農業生産に励める環境整備が必要です。農業委員会

広報委員

- 船山 寿一
- 高橋 善一
- 井上 禎夫
- 後藤 勝之
- 舟山 真也

農業者年金に加入しませんか

「積立方式」による安定した年金が受給出来ます。

- 60歳までの農業従事者
- 途中での保険料変更可能
- 保険料は全て年金で受給
- 保険料全額が税控除対象

※申し込み・ご相談は農業委員会またはJA飯豊支店まで